

～あなたの教育・文化活動を支援いたします～  
2018年度 教育・文化活動助成のご案内

公益財団法人神野教育財団

当財団は2018年度事業（平成31年3月末日まで）として、教育・文化活動に対する助成を下記のとおり行いますのでご案内いたします。

記

■ 趣旨

この助成は、愛知県東三河地域を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動を行っている個人または団体に対して、その活動費用の一部を事前に助成するものです。

※東三河地域…豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村の8市町村を指す。

※教育活動…スポーツを含む学校教育活動および社会教育活動とする。

※文化活動…音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究等の分野の活動とする。

■ 対象

2018年度内に行なわれる愛知県東三河地域を基盤とした優れた学校教育活動または社会教育活動、文化活動が助成対象となります。

※ただし、以下の活動および費用等は助成対象となりません。

毎年継続的に行われるなど恒例の事業（活性化の契機となる活動、周年事業等の特別活動は対象となります）、営利を目的とした事業、汎用性の高い機材（パソコン・プリンタ等）の購入費用等。

■ 応募

所定の申請書（ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入の上、2018年6月18日（月）までに当財団宛に郵送によりご提出ください。（当日の消印まで有効）

申請の際、活動実績、活動状況等の資料をできる限り添付してください。ただし、添付資料は選考結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。また、提出された申請書の「受理通知」は発行いたしません。

\*原則として、個人または団体からの直接申請としますが、第三者からの推薦申請もお受けします。

■ 助成金の額および件数

個人に対する助成金は原則として1件につき20万円以内、団体に対する助成金は原則として1件につき30万円以内とし、内容と規模によって助成額を決定します。なお、平成29年度は7件の助成を行いました。過去の助成実績につきまして、ホームページに掲載しておりますので、ご参考までにご覧ください。

■ 助成先の決定および通知

提出された申込用紙に基づき、当財団の選考委員会にて選考を行ない、助成の可否および助成金額を決定します。また、結果は締め切り後1ヶ月以内に書面にて申請者に通知します。

■ 助成金給付の時期

助成金は授与式終了後、速やかに団体または個人が指定する銀行口座へ振り込みます。

■ 報告書の提出等

(1) 助成金受領者には、2019年3月末日までに、研究・活動の成果報告および会計報告をしていただきます。

(2) 助成金受領者が成果の公表、関連イベントの開催等、助成活動に関わる外部公表を行う場合には、当財団から助成を受けた旨を当該活動において明示していただきます。

(3) 申請書、添付資料等に記載いただきました氏名、住所、連絡先等に関しましては、「個人情報保護に関する法律」に則り個人情報として厳正に管理いたします。

■ 助成金給付の取り消し・変更について

(1) 助成対象事業を中止または変更する場合は、助成金の給付を取り消しまたは変更することがあります。この場合、給付済みの助成金があればその全部または一部を返還していただきます。

(2) 提出した書類に偽りの記載があった場合、または当財団が必要とする報告を怠った場合は、助成金の給付を取り消し、給付した助成金全額を返還していただくことがあります。

■ 申請書の郵送先および問い合わせ先

〒440-8533 豊橋市駅前大通一丁目55番地 サーラタワー 株式会社サーラコーポレーション内  
公益財団法人神野教育財団 事務局 (担当: 鈴木)

TEL 0532-51-1184 ホームページ <http://www.kaminozaidan.jp>

以上